津市建指第２３８９号

平成３１年３月２９日

三重県土地家屋調査士会

会長　　池畑　　信也　様

津市長　前葉　泰幸

津市狭あい道路整備事業に係る制度の改正について（周知依頼）

春分の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の建築行政に多大の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成２８年９月１日より開始しました津市狭あい道路整備事業について、制度を一部改正し、別紙のとおり平成３１年度から新たな事務手続で事業を執行します。

つきましては、貴団体の会員の皆様への御周知をお願い申し上げます。

事務担当　都市計画部 建築指導課
電話番号　０５９－２２９－３１８５
E－mail　229-3185@city.tsu.lg.jp

平成３１年度津市狭あい道路整備事業の事務手続について

本市では、平成２８年９月から当該事業を開始したところですが、法令や他の政策との整合を図りながら利用しやすい制度にするため、平成３１年度から所要の改正を行い執行します。

主な改正は、助成金交付申請書の提出時期を変更、報償金の対象路線と算出方法を変更の２点ですが、詳細については事務担当までお問い合わせください。

１　改正の概要

⑴　助成金交付申請書の提出時期を変更

従来どおり、分筆登記前、支障物件の除却前の助成金交付申請を基本としますが、分筆登記後、支障物件の除却後の事後申請も受け付けます。

⑵　報償金の対象路線と算出方法を変更

ア　二方向以上の主たる道路以外の道路

→　全路線を対象

イ　固定資産税評価額×主たる道路以外の道路の寄附面積

→　路線価×総寄附面積×１／２

※報償金は今までどおり申請を必要としませんが、路線価は個人情報ではなく、資産税課で誰もが確認できるため、土地の評価証明書の提出は不要です。

２　改正後の助成額

測量費（上限１２万円）、分筆登記費（上限３万円）、抹消登記費（上限５千円）、除却費（上限５０万円）、報償金（上限１００万円）から変更無し

３　施行期日

６月３日（月）

裏面あり

4　必要書類と主な注意事項

⑴　協議申請書

道路拡幅用地の種別、支障物件の除却等について協議申請してください。

⑵　道路中心立会申請書

当該事業を活用するには、必ず道路中心立会が必要となります。基本的には境界立会と同時に立ち会いますので、道路部局への境界確認申請とともに道路中心立会申請書を当課へ提出してください。

⑶　助成金交付申請書

上記⑵の協議が整ったら提出してください。助成金交付申請書の受付をもって正式な受理とし、予算の範囲内で執行します。分筆後の提出も可能ですが、支障物件の除却・移設が有る場合は、積算の都合上、必ず着手前に提出してください。

ア　道路拡幅用地に係る測量に要する費用の見積書の写し

イ　道路拡幅用地に係る分筆登記に要する費用の見積書の写し

ウ　抹消登記に要する費用の見積書の写し

エ　支障物件の除却・移設に要する費用の見積書の写し（新設分を含めないこと）

オ　分筆予定図

カ　境界確認書の写し

⑷　道路拡幅用地寄附申出書

支障物件を除却・移設し、境界杭等を設置し、分筆登記し、所有権以外の権利を抹消登記した後、提出してください。

⑸　実績報告書

契約書の写しと領収書の写しを必ず添付してください。見積書、契約書、領収書の額は同額である必要がありますが、日付は交付決定日以降である必要はありません。

⑹　請求書

津市へ所有権移転がなされた後、助成金と報償金をお支払いします。口座名義人は、カタカナで正確に記載してください。

※申請書等の様式は、津市ホームページからダウンロードできます。

https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1463984495916/index.html#kyoaidouro

事務担当　都市計画部 建築指導課
電話番号　０５９－２２９－３１８５
E－ｍａｉｌ　229-3185@city.tsu.lg.jp